

# 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

平成 11 年 9 月 30 日

条例第 39 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)

第 2 章 投棄の禁止(第 7 条)

第 3 章 環境美化の促進に関する施策の実施等(第 8 条・第 9 条)

第 4 章 自動販売機の設置の届出等(第 10 条 第 16 条)

第 5 章 雑則(第 17 条 第 22 条)

第 6 章 罰則(第 23 条 第 26 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、飲料容器等の散乱の防止について、市長、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、飲料容器等の投棄の禁止、回収その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな街をつくり、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料容器等 飲料を収納し、又は収納していたびん、かんその他の容器(以下「飲料容器」という。)並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、飲料容器等の散乱の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、飲料容器等の散乱の防止について、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図

るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 飲料容器等ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、その散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲料を販売する者は、飲料容器の回収について、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた飲料容器等を持ち帰り、又は適切な回収容器(飲料容器を回収するための容器をいう。以下同じ。)等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、飲料容器等の散乱の防止について、連帯して意識の高揚を図るとともに、清潔な環境の保持に努めなければならない。

3 市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平成17条例16・一部改正)

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に飲料容器等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 投棄の禁止

### (投棄の禁止)

第7条 何人も、飲料容器等をみだりに捨ててはならない。

## 第3章 環境美化の促進に関する施策の実施等

### (環境美化の促進に関する施策の実施)

第8条 市長は、清潔できれいな街をつくるため、道路等の公共の空間において自主的に環境美化活動を行う者を募集し、その者と合意の上、当該活動により集積された廃棄物の処理を行う施策を実施するものとする。

### (美化推進区域の指定)

第9条 市長は、前条の施策を実施する区域を美化推進区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、規則で定めるところにより第1項の規定による指定を解除することができる。

## 第4章 自動販売機の設置の届出等

### (自動販売機の設置の届出)

第10条 市長が特に飲料容器等の散乱を防止する必要があるとして指定する地区(以下「散乱防止重点地区」という。)内において、自動販売機により飲料を販売しようとする者は、あらかじめ、当該自動販売機ごとに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 回収された飲料容器の資源化等の方法

(5) 第16条第1項に規定する散乱防止責任者の氏名及び連絡先

(6) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日

(7) 自動販売機の型式及び製造番号

(8) 第14条第1項の規定に基づき設置する回収容器の材質及び容積

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる自動販売機については、同項の規定による届出を

要しない。

(1) 囲障により囲まれていること等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置されている自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの

(2) 建築物の内部(公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。)に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの

(3) その他市長が飲料容器等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

3 第1項に規定する散乱防止重点地区の指定は、その地区を告示することにより行うものとする。

4 第1項の規定により市長が散乱防止重点地区を指定した場合において、既に当該散乱防止重点地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から起算して30日以内に、当該自動販売機ごとに第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(変更等の届出)

第11条 前条第1項又は第4項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項(同条第1項第1号、第5号及び第7号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 自動販売機の設置場所の変更が、届出に係る場所から5メートル以内であるもの

(2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更

(3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの

(4) その他市長が認める軽微な変更

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、散乱防止重点地区内において当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第13条 市長は、第10条第1項若しくは第4項、第11条第2項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

5 第1項の規定による届出済証の交付(前項の規定による届出済証の再交付を含む。)は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路の占用を認めたものと解釈してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料を販売する者は、次に掲げるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。

(3) 自動販売機から5メートル以内で飲料容器の投入に支障のない範囲に回収容器を設置すること。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した飲料容器の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのちょう付)

第15条 散乱防止重点地区内において、自動販売機によりたばこを販売する者は、飲料容

器等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

(散乱防止責任者)

第 16 条 散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

3 散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第 13 条第 1 項の届出済証(同条第 4 項の規定により再交付された届出済証を含む。)又は前条の啓発シールに、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

第 5 章 雑則

(勧告)

第 17 条 市長は、第 13 条第 2 項(同条第 4 項後段において準用する場合を含む。)、第 14 条第 1 項、第 15 条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 18 条 市長は、第 14 条第 1 項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第 19 条 市長は、第 17 条の規定による勧告を受けた者(第 14 条第 1 項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。)が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告等)

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、飲料容器等の散乱の防止について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 23 条 第 18 条の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 24 条 第 10 条第 1 項若しくは第 4 項、第 11 条第 1 項若しくは第 2 項(廃止の届出に係る部分を除く。)又は第 12 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 25 条 第 7 条の規定に違反した者は、20,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 23 条又は第 24 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 16 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。